

埼玉自治研

特集1 自治体デジタル化の課題

— デジタル改革関連法からみえてくるもの

特集2 良い社会をつくる公共サービスを考える6・30埼玉集会

種子法廃止と種苗法改定で

私たちの食糧と食の安全はどうなるのか



◎表紙写真 / 栽培面積日本一のポピー畑

川幅日本一の荒川河川敷に広がる12.5ヘクタールのポピー畑です。毎年5月中旬から下旬になると、赤やピンク、オレンジ色のポピーの花で埋め尽くされます。ポピーが川風に揺れる光景は圧巻です。

目次

Contents

2

自治のかぜ

輝く未来へ 躍進する鴻巣

鴻巣市長 原口 和久

3

特集1

自治体デジタル化の課題

— デジタル改革関連法からみえてくるもの

地方自治総合研究所 研究員 其田 茂樹

25

特集2

良い社会をつくる公共サービスを考える6・30埼玉集会

種子法廃止と種苗法改定で私たちの食糧と食の安全はどうなるのか

元農林水産大臣・弁護士 山田 正彦

35

寄稿

コロナ禍における消防職場

越谷市消防職員協議会 特別幹事 田立 理

43

シリーズ 埼玉の歴史 31

川口市

川口市教育委員会 文化財課

輝く未来へ 躍進する鴻巣



原口 和久
鴻巣市長

鴻 巣市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、都心から50km圏内という地理的条件にも恵まれ、県央地域の中核都市として着実に発展を続けております。近年では、JR高崎線の「上野東京ライン」や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の県内区間の開通等により、交通の利便性がさらに向上し、現在進捗中の国道17号上尾道路Ⅱ期区間の整備により、広域交通の要衝としてさらなる発展が期待されています。その一方で、市域の西部を荒川、中央部を元荒川、東部を見沼代用水が流れ、郊外には田園地帯が広がるなど、水と緑に囲まれた豊かな自然も多く残っています。

このような住環境の良さと、本市がこれまで力を入れてきた子育てや教育環境の充実が評価され、子育て世代を中心に転入者が増えており、平成27年から連続して、転入者数が転出者数を上回る転入超過が続いています。

産業の面では、江戸時代には中山道の宿場町として栄え、長い歴史と伝統を誇る「ひな人形のまち」として、また、近年では「花

のまち」として全国的に知られています。

現在も鴻巣を代表する名産品である「ひな人形」は、江戸時代中期から「鴻巣びな」として広く知られるようになり、鴻巣は関東三大雛市の一つに数えられていました。白い顔のひな人形に対し、獅子頭やだるまなど、全体を赤く染めた「赤物」と呼ばれる練り人形を製作する「鴻巣の赤物製作技術」も、玩具の製作技術としては初となる「国指定重要無形民俗文化財」に指定されるなど、長年にわたり受け継がれてきた人形製作の歴史と伝統技術を今に伝えています。また、東日本最大級の花き卸売市場「鴻巣フラワーセンター」を有し、「ポピーの栽培面積」や「サルビア」「プリムラ」「マリーゴールド」といった花の出荷量が日本一を誇るなど、全国有数の花の産地でもあります。

本市では、平成17年10月の鴻巣市、吹上町、川里町との合併以降、「ひな人形」や「花」など貴重な地域資源を活用しながら、将来都市像「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の実現を目指してきました。合併15周年という記念すべき節目を迎えた昨年の12月には、「花と緑の都市」を宣言し、駅前通りを花で装飾するフラワーロードの創出や、転入世帯や新婚家庭へのフラワーギフトの贈呈、未就学児や小中学生への花育活動等を実施し、本市への愛着醸成を図るとともに、市民の皆

さんとの協働により潤いと彩りあふれるまちづくりに取り組んでいます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大という危機に直面している今、改めて市民の皆さんが心を一つにし、輝く未来への飛躍を誓うため、合併後に「三地域の均衡ある発展と一体性の確立」を目指す象徴として制定したシンボルマークを、本年4月1日から新たな市章としました。

さらに、市名の由来とも言われるコウノトリをシンボルに、自然環境を保全・再生する取組の一環として、「コウノトリの里づくり事業」を推進しています。持続可能なまちづくりに向け、自然と共存する地域づくりの拠点となる「コウノトリ野生復帰センター」が、本年3月に完成し、この秋から繁殖や放鳥を見据えた飼育が始まります。今後も、コウノトリが優雅に鴻巣の空を舞っている姿を当たり前に見られる、豊かな自然環境の保全に努めてまいります。

引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の収束に向け、計画的なワクチン接種を全力で推進していくとともに、“自然豊かで のびのびと子育てできる 花のまち 鴻巣”を合言葉に、次代を担う子どもたちが将来に夢や希望を抱きながら成長できるよう、本市の魅力を最大限に生かしたまちづくりを進めてまいります。

自治体デジタル化の課題

デジタル改革関連法からみえてくるもの

地方自治総合研究所 研究員 其田 茂樹

はじめに

みなさま、こんにちは。本日はこのような機会をありがとうございました。この場には、昨年、スーパーシティのお話をしに伺って以来ですが、この間、あのときのように対面のみでお話をさせていただく機会は、他にはありませんでした。

...というように話し始めることになったであ

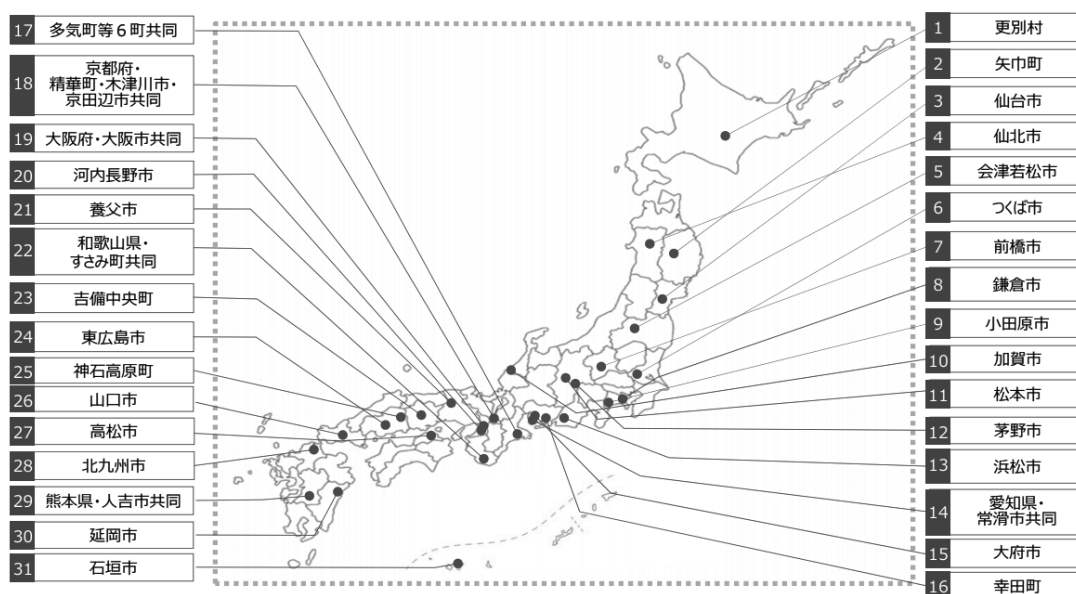
ろう今回のお話も、緊急事態宣言にはかないませんでした。このように話し言葉で記述することで、せめて、みなさまの前でしゃべっているような雰囲気を感じたいと思っています。

スーパーシティに関しては、2021年4月16日に公募が締め切られ、31の提案があったようです（図表1）。

図表1 スーパーシティの応募自治体

31の地方公共団体からスーパーシティの提案

※複数団体による提案の場合は、1団体とカウント。



（出所）内閣府ウェブサイトより抜粋

図表1を抜粋したサイトは、毎月更新されています。このお話を書いている時点の情報で今後のスケジュールをみると、「5月以降」に「専門調査会（区域指定の原案の検討）」が区域指定のための原案を検討し、それを国家戦略特区諮問会議に具申して政府によって区域指定が閣議決定される運びになっています。

2021年3月25日に開催された国家戦略特区諮問会議においては、「スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査委員会名簿」が公開されています。その構成は、会長に坂本哲志担当大臣が就き、国家戦略特区会議の有識者議員と専門委員として粟飯原理咲、高橋滋、村井純、柳川範之の各氏によって構成されているようです。

2021年8月6日に第1回の専門調査会が開かれました。その結果、スーパーシティの候補地が具体化するのはいくらか先になりそうです。この点については、後程触れ直したいと思います。

今回は、「自治体デジタル化の課題」という内容でのお話です。ご存知のようにわたしは決してデジタルの専門家ではありませんが、関心は持っているテーマですので、今回は自分なり

に論点を整理してみたいと思っています。

この間、『月刊自治研』2021年7月号では、「地方自治の観点から見たデジタル改革関連法の課題」という原稿を執筆しました。また、2021年の自治総研セミナーは「自治から考える『自治体DX』」というテーマで開催予定です。みなさんとお目にかかってお話をする日程であればセミナー開催前でしたが、この文章がみなさんのお手元に届くころにはセミナーが実施された後になっているかもしれません。

このセミナーにおいても「問題提起」ということで、30分ほどお話を予定なのですが、正直にいうと、その前にみなさまにお話をし、みなさまのご意見も承りながら当日の内容を考えるつもりでした。いずれにしても、この文章は『月刊自治研』やセミナーの内容との重複が避けられません。その点はお許しをいただきたいと思います。

また、これらの原稿やセミナーを含めて自治体デジタル化に対して、地方自治体は、自治体議会は、住民は、それぞれどのように対応すべきかというような「答え」をお示しすることは困難です。考えられる課題の整理を試みようというのが今回の趣旨です。

1. デジタル化の展開

「デジタル」とは、DXとは

まず、日本における「デジタル化」等の進展について比較的新しいものから簡単に振り返っておきたいと思います。「デジタル」と聞くと、自治体の業務に電子計算機が導入された時期のことを思い起こされる方もおられるかもしれませんが、そこまで言及している余裕はなさそうです。

そもそも「デジタル」という言葉は、手元にあった電子辞書で検索したところ「物質・システムなどの状態を、離散的な数字・文字などの

信号によって表現する方式。」とあります。さらに、「離散的」を引いてみると「連続的な集合の部分集合が、ばらばらに散らばった状態であること。」なのだそうです。

対義語は、ご存知の通り「アナログ」です。これは、「物質・システムなどの状態を連続的に変化する物理量によって表現すること」とあります。時計の例に当てはめると「時刻」という「状態」を、「数字」で表現するのが「デジタル」、長針と短針の向きという角度という「物理量」で表現するのが「アナログ」という

ことでしょうか。もっとも、最近ではスマートウォッチなどを中心にデジタル技術を用いてアナログ表示できるデバイスも増えているようで、時計ですら単純には語れないのかもしれませんが。

このように、「デジタル」という言葉の意味だけを考えると、必ずしもいいことづくめではないことがよくわかるのではないのでしょうか。にもかかわらず、「デジタル化」がこれほどまでに推進されているのはなぜでしょうか。

ある自治体が市民モニターに対して行政のデジタル化についてのアンケートを実施しました。そこで、説明されていた行政のデジタル化は、「現在、紙や窓口で行っている市民サービスや業務を見直し、パソコンやスマートフォン、インターネットを活用して『住民サービスの充実』『業務の効率化』『職員の働き方改革』を目指すもの」とであると説明されています。また、コロナ禍がデジタル化の遅れをより浮き彫りにしたという認識も強いようです（図表2）。

住民サービスが充実し、業務が効率化し、職員の働き方改革が実現するものであれば、デジタル化に反対する理由はありませんし、また、これらが少なくとも一部は実現する可能性はゼロではないと思われます。問題なのは、デジタル化をするといったとたんに図表2のような課題が一気に解決するかのような短絡的な推進論と、そんなにうまくいくはずはないとわかりつつ、一部便利になりそうなことは確かなので全否定もできないというジレンマのように思われます。

手書きの書類を綴じて保管するような仕事の仕方から、それを機械化してタイプライターやワープロにより文書を作成し、保管にも電子データを用いるようになってきました。さらにそのデータの利活用のあり方やデジタル技術に合わせて業務のあり方を再構築するのが現段階

なのかもしれません。

DX（デジタルトランスフォーメーション）という用語が用いられていますが、なぜ、TではなくてXなのでしょう。少し調べてみると、プログラミングの用語にdtというものがあるらしく、英語圏ではtrans-という用語を省略するときにX-という表現を使うことがあるからのようです。

中小企業庁ウェブサイト「ミラサポplus」によれば、DTとIT化の違いについて、「明確な線引きはありません」としています。また、IT化とデジタル化についても「ほぼ同じ意味」と考えてよく、「イメージとしては、デジタル化の方が、意味的な範囲が少し広いかなという程度」なのだそうです。

違いをあげるとすれば、DXとIT化は「目的」が違っていて、IT化の主な目的は「業務の効率化」であり、DXのX:トランスフォーメーションは「変革」なので、業務の効率化もDXの重要なテーマであり、それがコスト低減による競争力向上やリモートワークなどの働き方改革につながる、ビジネスモデルや業務の「変革」を目的としていけば、「DX」といえるという説明になっています。

同じウェブサイトには、しばしば、「IT化は『戦術』であり、DXは『戦略』」であるといわれるとも書かれており、企業の戦略やビジョンのなかに、デジタル技術をどう取り入れていくかが、DXのポイントになるようです。では、「自治体DX」というときに行政にデジタル技術をどのように取り入れればいいのかというのが、DXまで含めたデジタル化の課題ということができそうです（図表3）。

今回、デジタル改革関連法が成立しましたが、そのうちのデジタル社会形成基本法の成立により、それまでにあったIT基本法が廃止されています。次に、IT基本法からデジタル改革関連法の間における行政のデジタル化に関する施策を概観しておきましょう。

図表2 新型コロナウイルス感染症とデジタル化

新型コロナウイルス感染症拡大により浮き彫りとなったデジタル化への課題

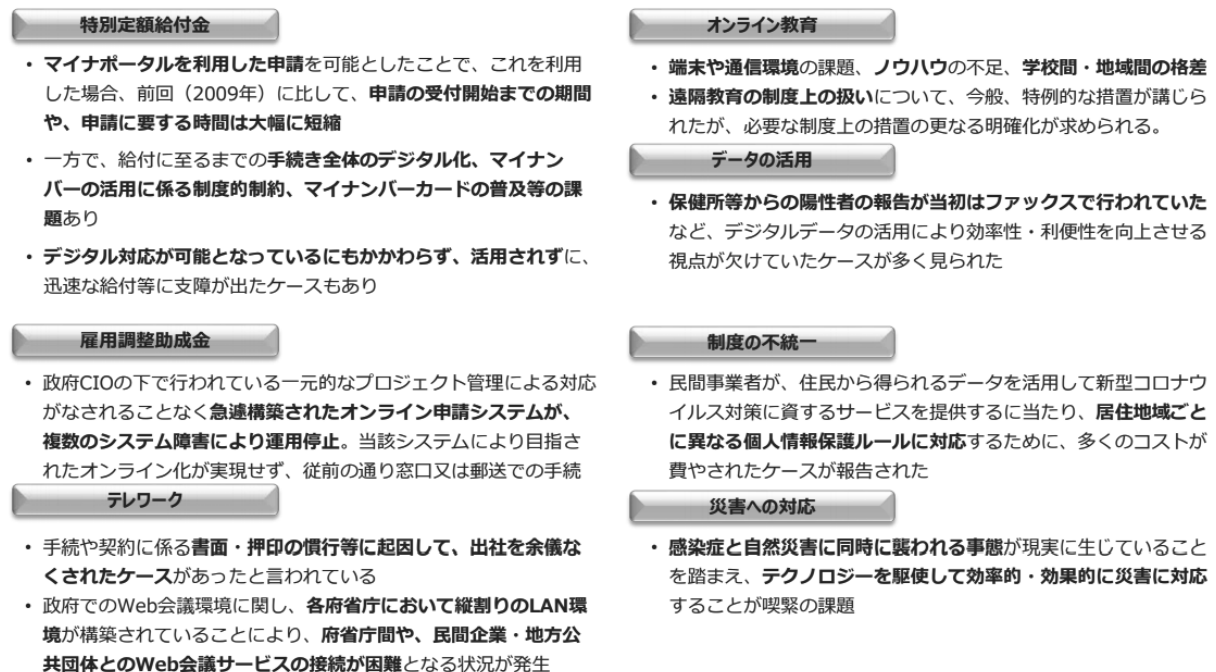
令和2年9月23日 デジタル改革関係閣僚会議資料

新型コロナウイルス感染症拡大により、社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫り。



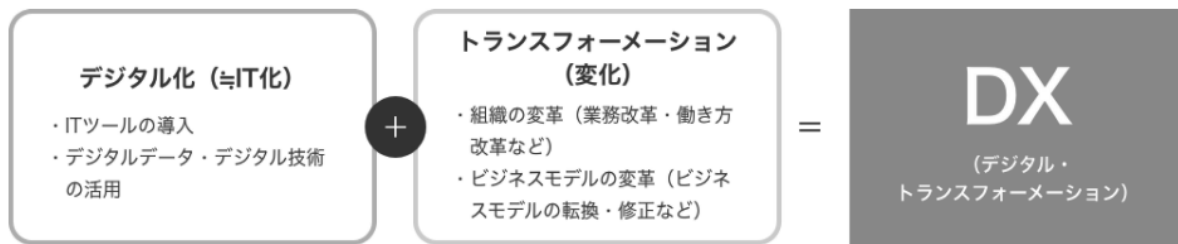
今般の緊急事態下でのデジタル対応について指摘されている課題例

令和2年7月15日 第78回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部資料



(出所) 内閣官房IT総合戦略室デジタル改革関連法案準備室 (2020年10月15日)

図表3 デジタル化とDX



(出所) 中小企業庁ウェブサイト

IT基本法からデジタル改革関連法に至るまで
2000年に成立したIT基本法は、図表4のような構造を持った法律でした。すなわち、ここでは、「高度情報通信ネットワーク社会」が目指されたこととなります。

記憶によれば、1990年代は、Windows95の登場を受けて個人にパソコンが急速に普及し、2000年前後には家庭向けの光ファイバーを用いた通信サービスが開始されたころではなかったかと思います。IT基本法に基づいて、日本で最初のIT戦略とされるe-Japan戦略が2001年に策定されました。IT戦略としてはe-Japan戦略（2003年）、世界最先端IT国家創造宣言（2013年）などが打ち出されITの利活用が促進されてきました。また、法整備としては、2014年にサイバーセキュリティ基本法が制定されています。ここでいうサイバーセキュリティとは、同法の第2条を要約してみると、電磁的方式により記録、発信、伝送、受信される情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていること、を指しています。

この後、通信インフラの整備、IT利活用の促進に次いでデータの利活用が政策課題となってきました。そこで、2016年に官民データ活用推進基本法が制定されます。サイバーセキュリティになぞって同法第2条により官民データの定

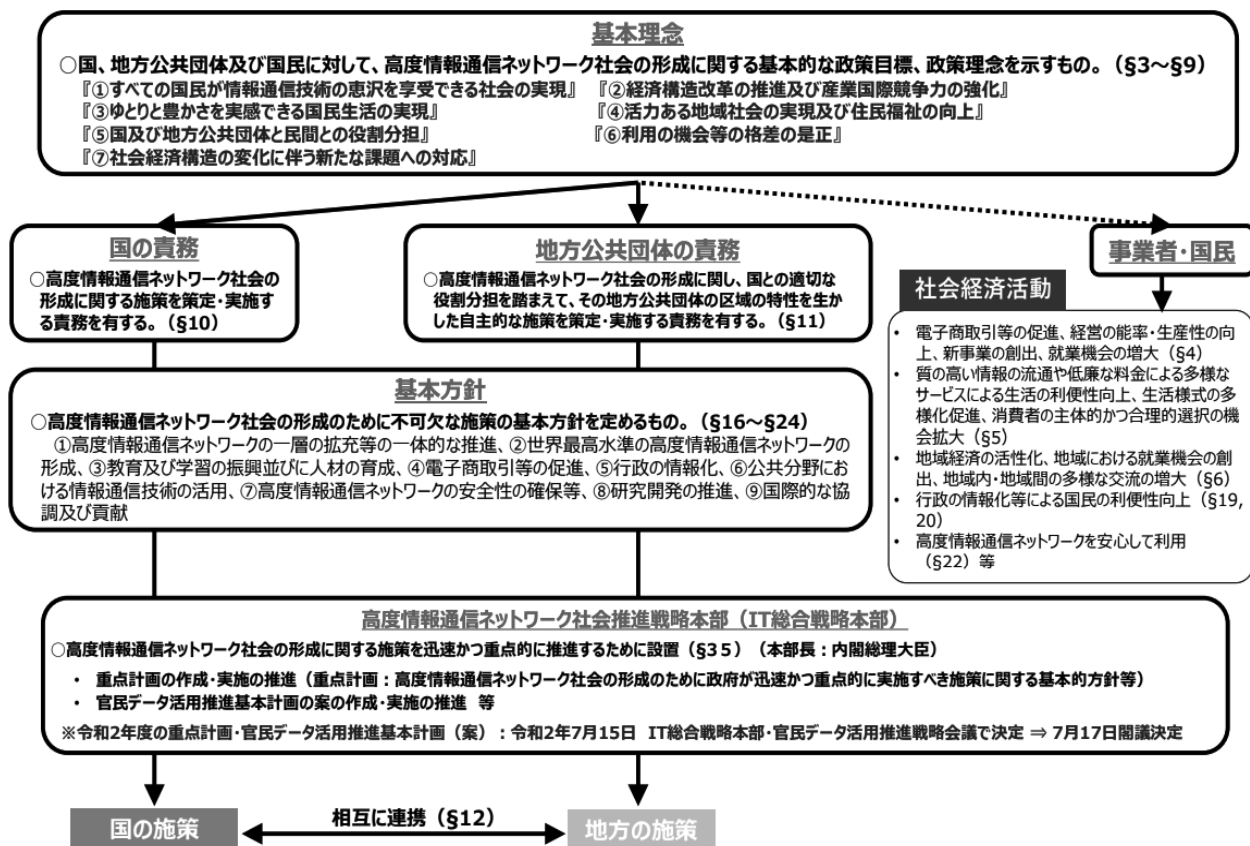
義を確認しておくこと、電磁的記録に記録された情報であって、国、地方自治体、独立行政法人その他の事業者により、その事務・事業の遂行にあたり、管理、利用、提供されるもの、となります。

先に触れておくべきでしたが、IT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）における高度情報通信ネットワーク社会とは、インターネット等を通じて自由かつ安全に多様な情報、知識を世界的規模で入手、共有、発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会を指しています。

このようにして、一応は、ITを利活用し、セキュリティに配慮しつつ官民データを利活用する法体系が作られたように思われます。なお、行政手続については、2002年に行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が制定されました。この法律が、2019年にいわゆる「デジタル手続法」として名称も情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に変更するなどの改正が行われました。

この経緯にほぼ並行して、1999年に住民基本台帳法が改正され住基ネットの整備が実施されることになりました。住基ネットは、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民基本台帳をネットワーク化することで全国共通で本人確認ができるようにするもので、住民票の写

図表4 IT基本法の構造



(出所) 図表2に同じ

しの広域交付などを実現するものでした。

住基ネットについては、その安全性への危惧などから一部の自治体が接続を拒否したり、住基ネットに接続していないことに起因する自治体の経費支出に対する住民訴訟が提起されたりという曲折を経て2015年3月には全自治体が接続することになりました。しかし、住民基本台帳カードは国民に普及したとはいえ(約5.6%)まま、マイナンバー制度が登場することになりました。

マイナンバー制度は、2015年10月以降に個人番号の通知が開始されています。この制度は、住基ネット制度の説明が「住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため」であったのに対し、「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤」(引用はいずれも総務省

ウェブサイト)と説明されています。

マイナンバーカードの普及も進みませんでした。交付促進のポイント付与等が功を奏したのか、2021年8月1日現在、全国での普及率が36.0%に達しています。この情報が掲載されている総務省ウェブサイトでは、自治体ごとの人口に対する交付枚数率(ここでは普及率と呼んでいます)も公表されていますのでご関心の方はご覧ください。埼玉県内自治体の普及率を見ると、和光市41.3%、宮代町40.2%、ふじみ野市40.0%の3自治体が上位になっています。

住基ネットとマイナンバーを典型としていいかは迷うところもありますが、この間のデジタル化の進展が住民基本台帳を用いて行う業務の効率化からマイナンバーを様々な情報と連携することによる利活用が図られていることがわか

るのではないのでしょうか。公共・民間を問わずマイナンバーと他のサービスを連携させ、一部では、最大5千円分のポイント還元を実施するキャンペーンまで展開されました。

データ連携の利便性がじわじわと浸透して国民の3分の1を超える人が交付を受けたとみるか、このようなメリットを付与しても36%しか

普及していないとみるかは様々な角度から検証する必要があるかと思われませんが、デジタル化の諸相の変化は何となく見て取れるのではないのでしょうか。

次に、今年成立したデジタル改革関連法の中身をみてみましょう。

2. デジタル改革関連法の概要

デジタル社会形成基本法

ここからの記述は先ほどご紹介した『月刊自治研』2021年7月号と内容的にはかなり重複してしまっていますが、お許しください。

このデジタル改革関連法ですが、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の6つの法律からなり、2021年5月12日に成立したものです。

法案資料をみると、その背景には、流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠であること、悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大していること、新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化したこと、少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要であることが挙げられています。いずれも重要な社会の課題であることは間違いないと思われませんが、新型コロナウイルス対策はデジタル以前の問題の方が大きいのではないかと考えてしまいます。

地方自治、ないしは地方自治体にとって関係がより深く重要な論点を含んでいる部分を中心

に各法を簡単に確認しておきましょう。

デジタル社会形成基本法は、これまで述べてきたような時代の変化を踏まえてIT基本法を廃止したうえで新たに作られたものです。IT基本法が目指してきた高度情報通信ネットワーク社会からデータ利活用により発展する社会を目指し、その司令塔としての役割をデジタル庁に担わせることなどデジタル社会形成の基本的な枠組みを明らかにし、これに基づいた施策を推進することを定めたものです。

ここでいう「デジタル社会」とは、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」とであると定義されています。

この法律には、図表5にあるデジタル社会形成における10原則を取り込む形で基本理念や基本方針が定められているほか、国や自治体、事業者等の責務が定められデジタル庁を設置することやデジタル社会の形成に関する重点計画を定めること等が盛り込まれています。

第14条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国と

の適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と、自治体の責務が規定されている一方で、第29条においては、「デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公共サービスにおける国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、行政の内外の知見を集約し、及び活用しつつ、国及び地方公共団体の情報システムの共同化又は

集約の推進（中略）、個人番号の利用の範囲の拡大その他の国及び地方公共団体における高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。」と規定されており、第14条において「区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施することと第29条の「情報システムの共同化又は集約の推進」とが問題なく両立できるのが気になるところです。

図表5 デジタル社会形成における10原則

- デジタル社会の形成は、多様な国民がデジタルの活用によってニーズに合ったサービスを選択でき幸せになれる、「誰一人取り残さない」「人に優しいデジタル化」を旨として進めていく
- このため、以下の**10原則**を、日本のデジタル社会形成の**大方針**とする
- **官民連携**を基本とし、国は、**データ利活用や連携基盤整備等の、多様な国民のニーズに応えるサービス提供に必要な環境整備**を行うとともに、**行政自らもユーザ視点に立った新しいサービスを提供**



（出所）デジタル改革関連法案ワーキンググループ（第2回）資料2より抜粋

デジタル庁設置法

デジタル庁は、2021年9月1日に発足しました。この文章をみなさんがご覧になっている頃には、正式に発足しているわけですが、準備している現状においては事務方のトップとされる「デジタル監」が当初候補とされていた方から別の方になりそうな状況です。

デジタル化は、菅政権発足時の目玉政策のひとつに位置づけられ、2020年10月26日の施政方針演説においても、「各省庁や自治体の縦割り打破し、行政のデジタル化を進めます。今後5年で自治体のシステムの統一・標準化を行い、どの自治体にお住まいでも、行政サービスをいち早くお届けします。」と宣言されていま

す。そこにおいてデジタル庁は、「こうした改革を強力に実行していく司令塔となるデジタル庁を設立します。来年の始動に向け、省益を排し、民間の力を大いに取り入れながら、早急に準備を進めます。」と位置付けられています。なお、施政方針演説でいう「こうした改革」には、2021年3月からの「保険証とマイナンバーカードの一体化」と「運転免許証のデジタル化」が例示されています。

法案資料によると、デジタル庁の所掌事務は内閣補助事務としてデジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整を行うほか、分担管理事務としてデジタル社会の形成に関する重点計画の策定及び推進、マイナンバー・マイナンバーカード等に関することや情報提供ネットワークシステムの設置・管理等を行います。また、国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監

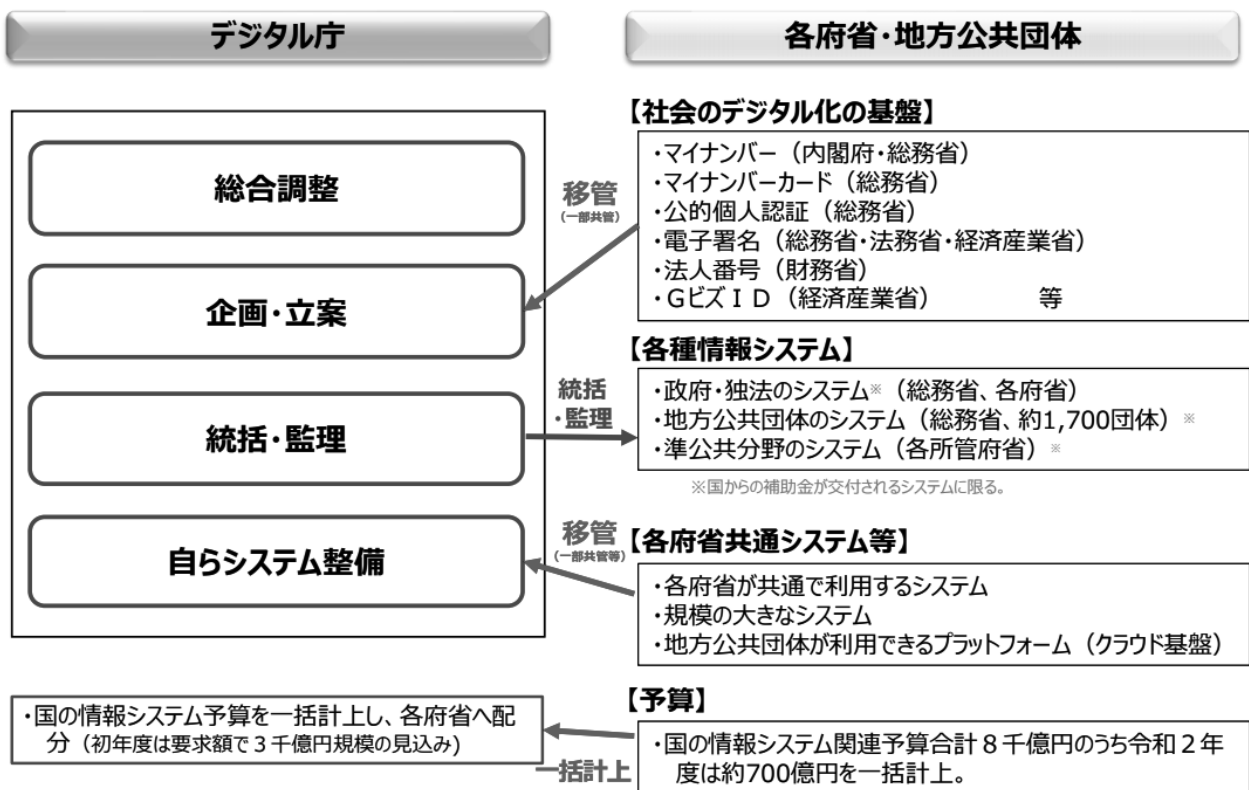
理、予算の一括計上等も行います。

デジタル庁の長・主任の大臣は内閣総理大臣でありそれを助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置くことになっています。このような仕組みは復興庁でも採用されていますが、復興庁が時限的な組織（2031年3月まで設置される予定）であるのに対してデジタル庁は恒久的な組織である点が異なります。また、デジタル大臣には、関係行政機関の長に対する勧告権が与えられており、デジタル化を強力に推進しようとする強い意思が読み取れるように思われます。

デジタル庁職員の3分の1が民間企業等の出身者ということで、これまでの行政が持つ固定観念を打破できる期待がある一方で、行政運営上必要であると思われる透明性や公平性をどのように確保するかという課題もありそうです。

佐藤一郎国立情報学研究所教授は、法制度と

図表6 デジタル庁の業務・予算のイメージ



（出所）内閣官房IT総合戦略室「デジタル改革関連法案について」2021年3月

ITの仲介役の必要性を指摘し、「ITを使って作るものは、法律に準拠したものなので、法律をよく知らないといけない」、「本来はいきなりIT屋さんを入れるのではなく、法制度とITの仲介的な両方の言葉や考え方がわかる人を入れたほうがいい」と述べています（東京自治研究センター『とうきょうの自治』NO.121、2021年7月）。このような人材の確保は容易ではないと思われませんが、行政においてデジタル化を推進していくうえで重要な論点であると思われま

す。
図表6にデジタル庁の業務と予算のイメージをつけておきますのでご覧ください。各府省から重要な業務を引き継ぎ、各府省の様々なシステムを統括・監理しつつ、また、自らもシステムを開発するという組織となっており、これが、縦割りを打破してデジタル化を推進する組織としてどの程度機能するかが注目されること

になります。

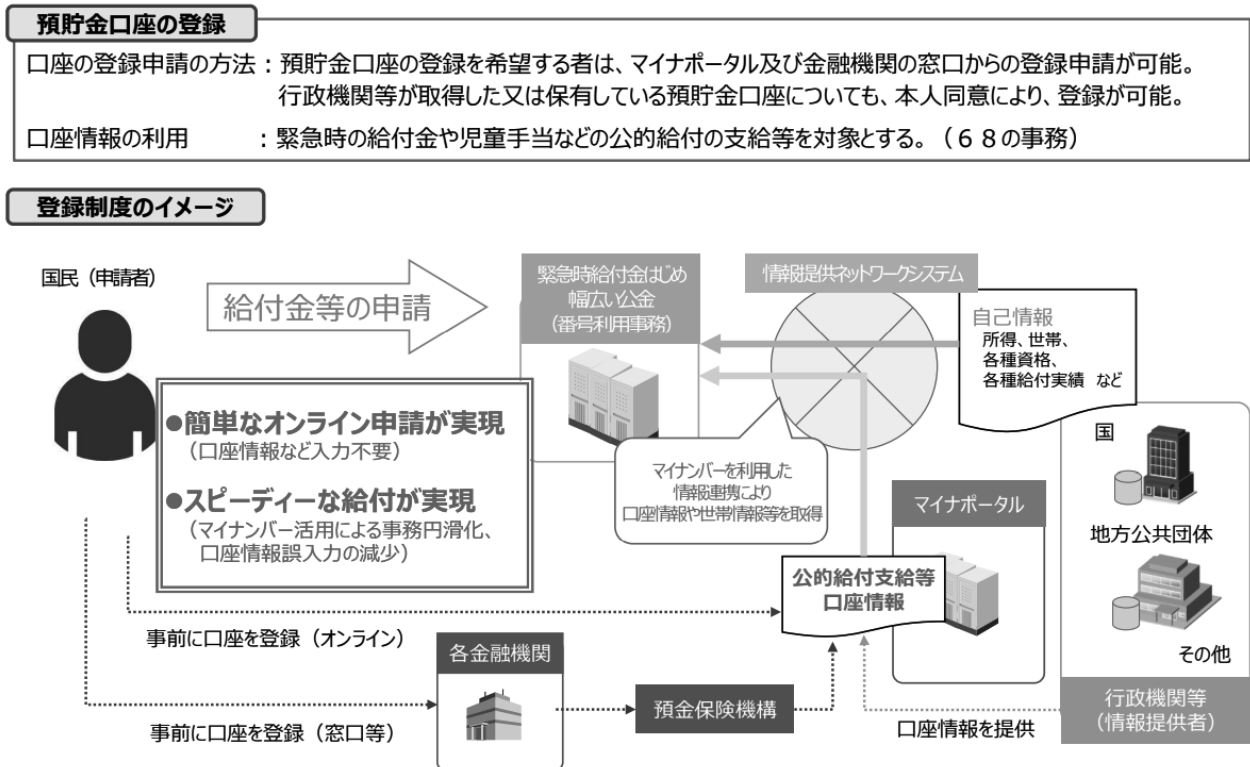
公的資金等の給付等をデジタル化するための制度

次に、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律と預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律を取り上げます。名称が長いので便宜的に前者を「登録法」、後者を「管理法」としておきましょう。

まず、登録法は、法案資料をみると「公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとする」とともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする」とあります。

つまり、図表7のように国民が申請し預貯金

図表7 公的給付支給等口座の登録制度等の創設



（出所）図表5に同じ

の口座を登録すること、または、行政機関等に取得させた預貯金口座の情報提供に同意することによって行政からの給付がその口座を通じてスムーズに受けられるようになるというものです。

図表6にもありますが、対象となるのは68の事務にわたるようです。これらは、デジタル庁令で規定されるものですが、定額給付金や児童手当のような公的給付のほか、公的な資金の貸し付けや税・保険料の還付金等にも活用される見込みです。

行政機関の長等は、国民が当該給付の要件を満たしているかを判定する必要があるときは、必要な情報を管理することができ、また、求めに応じて資料の提出等の協力を求めることができます。

次に、管理法についてですが、マイナンバーを用いた預貯金口座の管理に関する制度と災害時や相続時に預貯金口座に関する情報を提供する制度等を整備するものです。前者は、預貯金者が希望することによって、その預貯金者が持っている複数の口座について当時にマイナンバーによる管理を可能にするものです。

登録法により登録された口座を変更する手続きなども複数の口座に対してマイナンバーによる管理が可能となればスムーズに行うことができそうですし、受ける給付によって口座を分けることなども可能となる可能性がありそうです。なお、国民がマイナンバーを金融機関に通

知する義務は規定されていません。

後者は、預貯金者が死亡した場合を例にすると、相続人が預貯金者の氏名、住所及び生年月日等により本人確認を行い、金融機関は、主務省令で定める方法により、相続人及び預貯金者の確認を行います。その後、預金保険機構を通じて被相続人（故人）のマイナンバーが全金融機関に通知されます。各金融機関は、当該のマイナンバーで管理している口座の有無を預金保険機構に通知し、預金保険機構が相続人に対し、主務省令で定めるところにより、通知するという仕組みが整備されます。

これは、災害時でも同様で被災したことによって預貯金者であることの証明等が困難になった場合に自らの情報を照会することが可能になることなどによって復旧・復興に速やかに着手できるようになるなどの効果が見込まれると思われます。キャッシュカードや通帳・届出印が被災により消失したために、預貯金の存在を証明することができず資金調達が困難となる事態はこれまでも発生していたものと思われます。

この節は、デジタル改革関連法の概要として、ここまで4つの法律を取り上げて概観してきました。残る2つの法律については、地方自治への影響がより大きいと思われるため、それぞれ別の節を設けて概要を確認しておきましょう。

3. デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

マイナンバー等の活用拡大、書面・押印の交付等を求める手続の見直し

この法律には、たくさんの法改正が盛り込まれていますが、その最大のものは、個人情報保護に関するものです。法案資料に基づいてもう少し詳しく述べると、個人情報保護法、行政機

関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方自治体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に統合します。

医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用します。学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規制）の充分性認定への対応を目指し、学術研究にかかる適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化します。

個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化します。

これらのうち、ここでは、法律の統合と個人情報の定義等の統一を中心に取り上げたいと思いますが、その前に、この法律の全体像をおさえる意味で個人情報保護以外の部分にふれておきたいと思います。

それは、端的に言えば、マイナンバーの活用推進、マイナンバーカードの利便性向上と、押印や書面の交付等を求める手続の見直しということになります。もう少し具体的にご紹介すると、まず、国家資格に関する事務についてマイナンバーの利用及び情報連携を可能とします。

これは、税・社会保障・災害等に係る32の資格（医師、歯科医師、救命救急士、税理士など）について住民基本台帳システム等との連携を行うことによって各種の届出に際して求められていた住民票の写し等の添付を省略することができるようになるほか、マイナポータルを通じて、資格保有者から第三者への資格保有の証明や就業支援情報の提供を行うことが可能になるしくみを構築しようとするもののようです。このほか、遺族からの死亡届を不要とし、資格管理者が職権で登録の抹消を行うことが可能になります。

たとえば、災害が発生して避難所で医療従事者が必要になったときに、手助けを申し出たその人が本当に有資格者なのかどうかを確認する際などに有効である可能性がありそうです。

さらに、特定個人情報について原則として禁止されている第三者提供を緩和することにより本人の同意が前提にはなりませんが、転職などの際に、元の所属企業等に提供された個人情報を改めて次の所属先に提出する必要がなくなるといった制度改正も盛り込まれています。

このほか、郵便局における電子証明書の発行・更新、電子証明書のスマートフォンへの搭載、転入・転出手続のワンストップ化なども盛り込まれますが、これらは、いずれもマイナンバーカードを取得した人が対象になるものです。そこで、マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的な強化も盛り込まれています。

押印・書面の見直しについては、48法律が一括改正されました。

押印の見直しでは、戸籍の届出への押印等が廃止され、書面の見直しでは宅地建物の売買契約に係る重要事項説明書などがその改正対象となっています。

個人情報保護制度の見直し

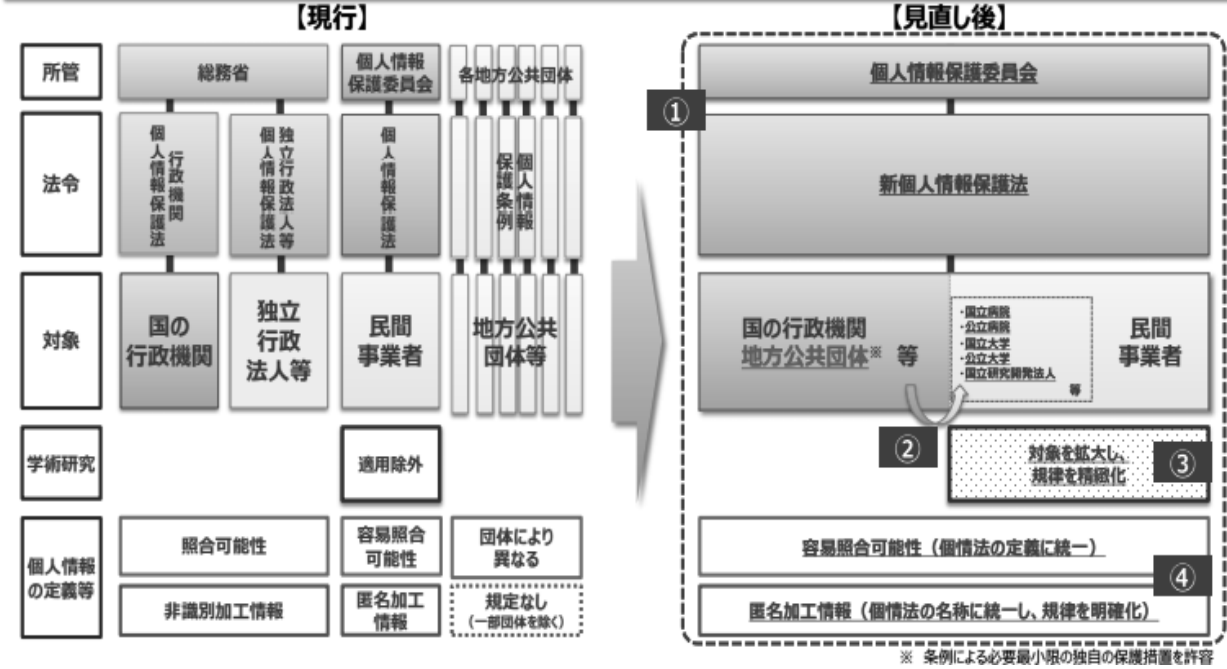
次に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中で最も重要な改正であるところの個人情報保護制度について確認しておきましょう。すでに個人情報保護をめぐるはいくつもの論考が示されているところですので、これから触れるようなことに関してはご存知の方も多いかもかもしれません。また、先にも触れましたが、医療分野や学術研究分野の論点にはほぼ触れず、個人情報保護に関する法律の統合や所管の一元化等を中心にもう少し詳しくみてみましょう。

図表8が今回の法改正等による個人情報保護制度見直しの全体像です。

図表8の上の方にある箇条書きの丸数字と下の右側になる【見直し後】とある図の中に書き込まれた丸数字とが対応していると思われる。つまり、これまで、国の行政機関、独立行

図表8 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



(出所) 図表5に同じ

政法人等が扱う個人情報は総務省が所管し、民間事業者が扱う個人情報は個人情報保護委員会が所管、さらに、地方公共団体等における扱いはそれぞれの地方公共団体等が所管するという風になっていたものを、所管を個人情報保護委員会に、法律を新しい個人情報保護法にそれぞれ一元化するというものです。

個人情報の定義や取扱いについても新しい個人情報保護法のもとで一元化されます。

若干具体的にいうと、個人情報保護法に一元化される前の行政機関個人情報保護法においては、個人情報の範囲として、他の情報との「容易ではない照合」により特定の個人を識別することができるものについても個人情報の定義に含めていたところですが、一元化により、その

部分が失われることになりました。これが、図表8にある「容易照合可能性（個情法の定義に統一）」の意味だと思われます。

こうした個人情報に関する定義の相違から、個人情報保護法では「匿名加工情報」（非個人情報とされます）に相当する情報が、行政機関等においては個人情報に該当しうることになっており、名称も「非識別加工情報」とされていたところを、一元化の結果、「非識別加工情報」は非個人情報となり、名称についても「匿名加工情報」に統一されることになりました。

総務省の資料によると、少し年次が古くて恐縮ですが、2016年4月1日現在で地方自治体における個人情報保護条例のうち、行政機関個人情報保護法と同じ定義を行っているのは都道府

県の43団体（91.5%）、市区町村の1451団体（83.3%）にのぼるようです。

こうした、地方自治体における個人情報の在り方について、法案資料では、まず、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中にあって、団体ごとに個人情報保護条例の規定・運用が異なることがデータ流通の支障となりうること、及び、条例等により求められる保護水準を満たしていない団体があることが挙げられています。

このような問題は、いわゆる「2000個問題」と呼ばれています。すなわち、個人情報保護条例を持ちうる都道府県や市区町村、広域連合等の数がおよそ2000あって、それぞれにおける条例の条文のばらつきが大きいことや、その解釈が分立しており、それによって個人情報の広域連携・利活用が阻害されていること等が問題とされているようです。

また、個人情報保護に関する国際的な制度調和や日本の成長戦略への整合についても法案資料では指摘されています。国際的な制度調和については、若干重複しますが、EUのGDPR（一般データ保護規則）の充分性認定に関わっています。民間部門の個人情報に関しては、2015年の個人情報保護法改正等を受け、2019年1月には充分性認定を受けています。この認定について国や地方自治体等の公的機関についても受けることができるようにするというのが、今回の

改正の意図であると思われます（GDPRについては、板垣勝彦「地方公共団体における個人情報保護の仕組みのあり方と国の関係」『ジュリスト』2021年8月号を参考にしました）。

法案資料においては、G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）も挙げられています。これは、2019年1月のダボス会議において当時の安倍晋三首相が「新しい経済活動には、DFFT = Data Free Flow with Trustが最重要課題である」と提言しており、同年6月に大阪で開催されたG20首脳会議においても「本年のG20サミットを、世界的なデータ・ガバナンスが始まった機会として、長く記憶される場と致したく思います。データ・ガバナンスに焦点を当てて議論するトラック、大阪トラックとでも名付けて、この話し合いを、WTO（世界貿易機関）の屋根の下、始めようではありませんか」と発言するなど積極的な姿勢を示しているのです。

この法律に限ったことではありませんが、重要な制度設計について、他の法律と一括して「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」とまとめてしまうばかりか、デジタル改革関連法としてほぼ一括して審議し成立させるという姿勢そのものにも問題がありそうです。このように、一括法的に法案を作ってしまうことと、複数の法案をまとめて審議することの両面から様々な検討が必要のように思われます。

4．地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

対象17業務

デジタル改革関連法のうち、この地方公共団体情報システムの標準化に関する法律については、衆参各院の審議において総務委員会に付託されました。他の5法案はいずれも内閣委員会に付託され、一括審議されていたので、直

前のところで「ほぼ一括して」と申し上げたところ です。

法案資料においてこの法律の趣旨は、「国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確

立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める」とされています。

総務省によって「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定されたのは、2020年12月のことでした。この計画の趣旨にも「情報システムの標準化・共通化といった自治体における施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある」としています。

この計画と同日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」には、「市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様

で示されている業務（児童手当（内閣府）、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省））について、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。」とあり、下線を引いた16の業務に2020年9月に標準仕様書（第1.0版）が取りまとめられている住民基本台帳の業務を加えた17業務を情報システム標準化の対象としています（図表9）。法律では情報システムの標準化ですが、図表9では業務プロセス・情報システム標準化という表現になっている点についても留意が必要かもしれません。

図表9 地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の対象業務



(出所) 内閣官房IT総合戦略室「地方自治体業務プロセス・情報システム標準化の取組について」

この地方公共団体情報システムの標準化に関する法律は、「デジタル・ガバメント実行計画」において「地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する」としていたものが実現した法律であるといえます。なお、同計画では、情報システムの標準化・共通化についての目標時期を2025年度としています。

しかし、実は、法律の中にはこれらの業務の具体名は出てきません。また、この法律の中でこれらの計画等を超えた内容が定められているわけでもありません。法律の成立前に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」や「デジタル・ガバメント実行計画」が展開しており、それに沿って具体化を目指す仕様等が明らかになってくるものと思われる。

わたしの調べが足りないのかもしれませんが、どのようにしてこの17業務が選ばれたのかが判然としません。おそらく、総務省の「地域情報プラットフォーム標準仕様」や地方公共団体システム機構（J-LIS）の中間標準レイアウト仕様などが元になっているように思われます。ただ、個人的にはこの17業務をみて直感的に頭に浮かんできたのが、地方独立行政法人法の別表でした。ここには、地方独立行政法人が担うことのできる窓口業務に関して規定されていますが、住民基本台帳や国民健康保険、国民年金、介護保険等重複しているものも見受けられます。

当然、民間企業や地方独立行政法人が担う業務の範囲と、職員が扱うシステムとを同一視することはできませんが、引き続き、これらの分野について関心を持って調べてみたいと思っています。

次に、標準化対象業務に関する標準仕様の準備状況など自治体DXの進捗について整理して

たいと思います。

標準仕様策定のスケジュール、自治体DX全体手順書など

「デジタル・ガバメント実行計画」は、2019年12月20日に閣議決定されて以降、約1年後の2020年12月25日にその改訂が閣議決定されており、そこには、図表10のような工程が示されています。

これをみると、2022年度には17業務に関する仕様策定され、その仕様の調整等が行われて、2025年度までには地方自治体が標準化準拠システムに移行することになっています。

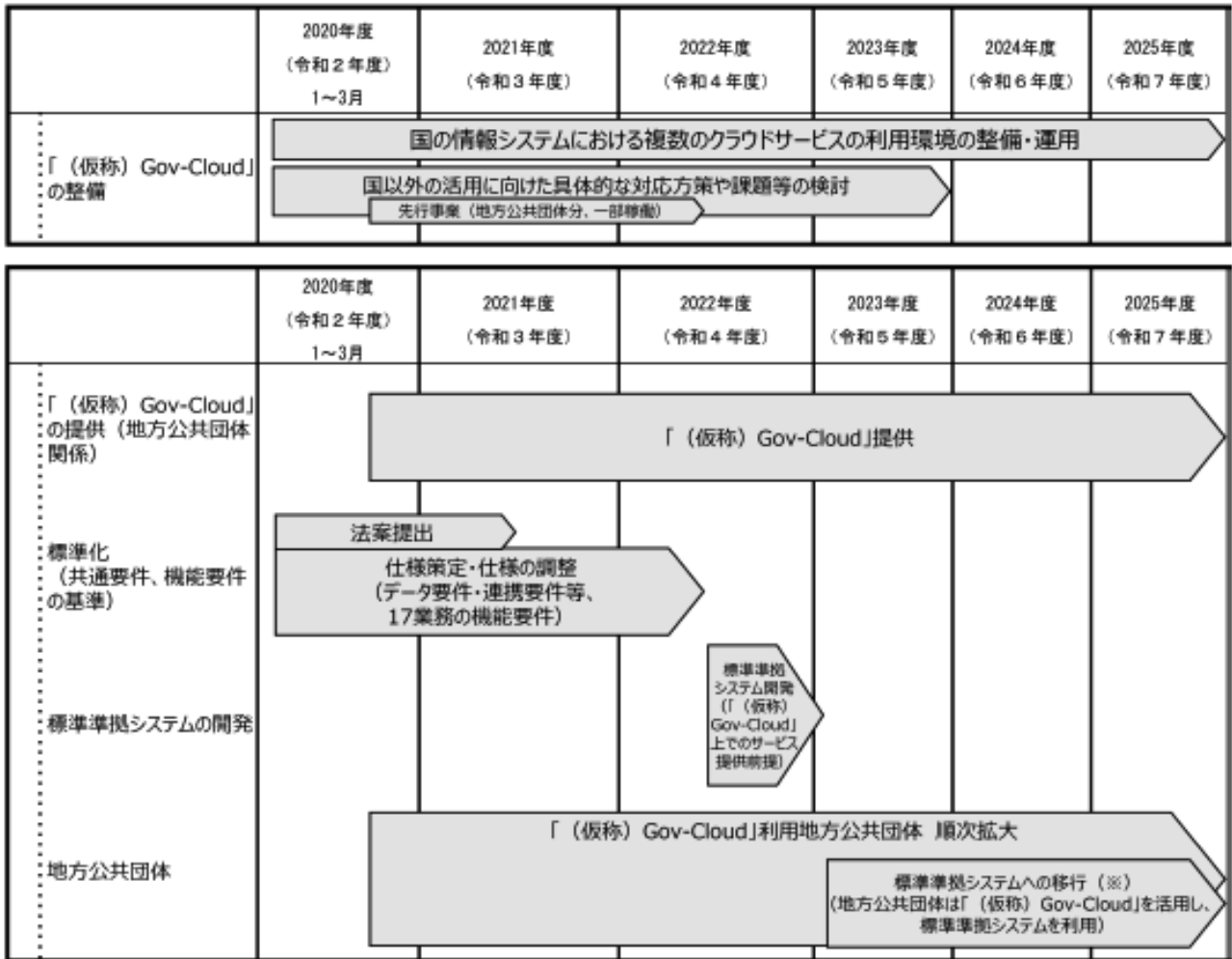
17業務のうち、すでに標準化仕様書が示されている住民記録システムについて若干触れておきましょう。「住民記録システム標準仕様書」は、2020年9月11日に自治体システム等標準化検討会から示されていますが、500ページ近くにわたる膨大なものです。

構成は、第1章：本仕様書について、第2章：業務フローについて、第3章：機能要件、第4章：様式・帳票要件、第5章：データ要件、第6章：非機能要件、第6章：用語、参考からなっており、単にコンピューターを入れ替えるというようなものではなく、業務プロセスそのものや帳票など多くのものを見直す必要があることがわかります。

冒頭には、標準化の必要性や意義についても触れています。まず、主体ごとの標準化のメリットとして、住民・企業等のサービス利用者にとっては、「手続の簡素化・合理化」をベンダにとっては、「個別自治体との調整やカスタマイズのためのプログラミングの負担が減少」することによって「攻めの分野」での競争が可能になるということのようです。

自治体にとってのメリットは、少し長くなりますがそのまま引用してみましょう。すなわち、「限られた人材や専門的な知識・ノウハウ

図表10 デジタル・ガバメント実行計画に示された工程表 (抜粋)



(出所) 全国都道府県財政課長・市町村財政課長合同会議(2021年1月22日)配布資料

を共有することで、自治体のシステム調達や法令改正等の業務及び調整に係るコストが減少し、本来自治体職員が行うべき業務に人材を充当することができるようになる。また、財政面においては、カスタマイズの抑制、システムの共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理の費用や法令改正時の費用を削減する。」と、あります。

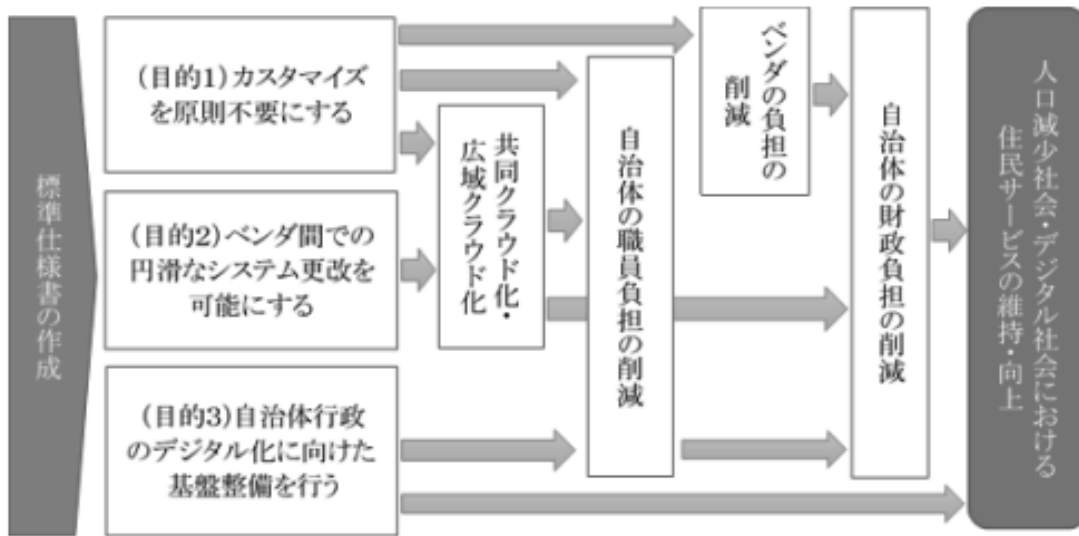
要するに、自治体職員の負担軽減が図れて財政的にも効果があるうえに、カスタマイズが多いことによるベンダロックインと呼ばれる同じベンダに頼りがちになることを脱却して健全な

競争を促進しつつ、住民の利便性が向上するというものを目指しているようです(あわせて図表11もご参照ください)。

ところで、この「住民記録システム標準仕様書」ですが、わたしの作業が遅く、締切を超過しているうちに【第2.0版】が公表されていました。法令改正によるカスタマイズが必要なように、標準仕様書も普段のバージョンアップが必要なようです。幸いなことに、ここで紹介した目的等については変更がありませんでした。更新個所の概要は図表12のとおりです。

次に、自治体DX全体手順書に触れておきま

図表11 標準仕様書の目的



(出所) 住民記録システム標準仕様書【第1.0版】

図表12 住民記録システム標準仕様書 改正概要

<p>1. デジタル手続法(令和元年法律第16号)による住民基本台帳法の改正に伴う対応</p> <p>(改正内容) 行政のデジタル化を推進するため、住民票記載事項通知(9条2項)、戸籍照合通知(19条2項)等の市町村間の通知について、紙によるやりとりで替えて、電子的に送受信するものとする。</p> <p>(本仕様書への反映) ワンストップ実現の観点から、住民票記載事項通知、戸籍照合通知等の通知に係る情報を自動で取り込む機能を追加する。</p>	<p>3. DV等支援措置機能要件の見直し</p> <p>全国照会における地方公共団体等からの意見を踏まえ、支援者情報の閲覧権限を強化するほか、仮支援措置期間の経過を知らせるアラート機能等を追加する。</p> <p>4. 業務要件の追加</p> <p>本仕様書で取り扱う住民基本台帳業務の対象範囲等を明確化する観点から、業務概要(全体図)、情報システム化の範囲、システム構成図を追加する。</p>
<p>2. デジタル社会形成整備法(令和3年法律第37号)による住民基本台帳法の改正に伴う対応</p> <p>(改正内容) マイナンバーカード所持者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、予め転出地市区町村から通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。</p> <p>(本仕様書への反映) 転入届の届出前に転出地市区町村から転出証明書情報の通知を受ける機能、転入届に予め印字する機能等を追加する。</p>	<p>5. マイナポータル等との連携機能の追加</p> <p>全ての自治体においてマイナポータル等と接続される環境が整うことを想定して、マイナポータル等により入力されたデータを自動で取り込む機能を追加する。</p> <p>6. データ要件・連携要件</p> <p>・データ要件、連携要件の標準化については IT 室(デジタル庁)を中心に検討することとされ、令和4年夏頃にこれらの要件に係る標準仕様書が策定される予定である。</p> <p>・本仕様書についても、IT 室(デジタル庁)を中心にこれらの要件に係る標準仕様書の検討に合わせて、必要な見直しを行う。</p>

(出所) 住民記録システム標準仕様書【第2.0版】

す。2021年7月7日に【第1.0版】が出されていますので、今後、バージョンアップがなされる可能性が高いと思われます。この手順書は、はじめに、DXの認識共有・機運醸成（ステップ0）、全体方針の決定（ステップ1）、推進体制の整備（ステップ2）、DXの取組みの実行（ステップ3）、都道府県による市区町村支援、の各章で構成されています。

同日に自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】、自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】、自治体DX推進手順書参考事例集【第1.0版】が公表されています。これらを総称して「自治体DX推進手順書」と呼んでいると思われます。全体手順書では、「DXを推進するに当たって想定され

る一連の手順」を、標準化・共通化に係る手順書と、オンライン化に係る手順書は、「目標時期等が定められており、全国統一的な方針の下、全自治体において確実に取り組みを進めることができるよう、詳細な手順」をそれぞれ示すものと位置付けられています（引用部分は全体手順書、事例集は先行的な自治体の取り組みは他の自治体の参考になることから取りまとめられたものです）。

すべての自治体には、バージョンの変化にも気を配りつつ、複数の仕様書、手順書を参照しながら、システムと同時に業務プロセスも見直すという作業をすべての通常業務と並行して実施することが求められつつあるようです。

おわりに 何が見えてくるか

ここまで、IT基本法以降のデジタル化の流れを簡単に確認し、デジタル改革関連法案の概要について整理してきました。すでに触れたことと重複するものもありますが、地方自治における影響をまとめておきたいと思います。

デジタル化そのものに反対する理由はほぼありません。しかし、このように整理してみると問題点も多く浮かび上がってくるのではないのでしょうか。デジタルに関する知識が不足しているため、実は杞憂である可能性もゼロではありませんが、データの利活用を促進し、自治体ごとの個人情報保護を法律で統合したり、地方自治体の情報システムを標準化する過程において地方自治との緊張関係が避けられないようです。

思いつくままいくつ挙げてみたいと思います。

まず、内容に一切文句をつけないとして、新型コロナウイルス感染症対策真っ只中の現時点でスタートさせなければならない問題でしょう

か。ここでは、内容に文句をつけないので、コロナ禍への対応遅れがデジタル化によって解消されるとしても、遅れてしまったものを急に導入しても混乱が広がるだけになったのは、具体的に挙げなくてもある程度わかるのではないのでしょうか。

次に、デジタル化の理念やデジタル庁です。（締め切りを超過して）この原稿を用意している最中に菅義偉首相の自由民主党総裁選挙不出馬の報に触れました。「デジタル」、「グリーン」は菅政権の目玉政策であり、実際の評価はともかく携帯電話料金を引き下げ、レジ袋を有料化するという形をそれなりに示したのも事実です。デジタル庁の設置も菅首相でなければなしえなかったであろうという評価の声も聞こえてきます。

菅首相は、既得権益・縦割り行政の打破も掲げていました。デジタル庁のような強い権限を持つ官庁を新たに作ることは、新しい縦割りの出現となり、そこが新たな既得権益を生まない

かどうか、しっかりチェックする必要があるように思われます。

また、デジタル改革関連法では、デジタル社会を「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」としてはいますが、取り残された人へデジタル化の恩恵を届けるために具体的にどうすればいいかが触れられていません。デジタル化からこぼれ落ちた人に対して見て見ないふりをしやすくなる社会が来ないようにするために何が必要かを考えなければならないと思われます。

「自治体情報システムの標準化・共通化の係る手順書」では、「令和7年度を目標時期として標準準拠システムへ移行する必要があること」、「全ての標準化対象事務がシステム移行の対象であること」、「全自治体において短期間に集中してシステムの移行がなされること」、「標準仕様書やガバメントクラウドへの移行など、国の動きと密接に関連していること」、「標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討が生じ得ること」、これらのことを「十分に踏まえた上で、対応する必要がある」としています。

現状のように職員数の十分減った地方自治体において、このような「手順」の実行が可能でしょうか。また、[この点について](#)国会では「対象業務のすべてが自動的に標準化対象事務になるものではない」（岩間崇「地方公共団体情報システム標準化法案の国会審議について」『月刊自治研』2021年7月号）としたようですが、これらについては仕様書の検討を待たなければならないこともあり、自治体としてはすべてに対応する構えが必要であることを示しているのかもしれない。

この点は、月刊自治研の拙稿でも指摘しましたが、このような事態に直面する全自治体のうち相当の自治体において災害級の「デジタル禍」に見舞われるのではないのでしょうか。

この「デジタル禍」という用語は、こうして

通常業務の上にこれまでの事務における業務フローを抜本的に見直す必要に迫られる自治体やその自治体で働く職員のことを想定して行った造語ですが、これは、「デジタル禍」としておいた方がよかったかもしれないなどと思っ直しています。

そのうえで、デジタル改革関連法によって地方自治が後退することこそ、「デジタル禍」と位置けたほうがよかったかもしれません。これまでの記述ですすでにご理解いただいたかもしれませんが、簡単に整理してこのお話を結びたいと思います。

そもそも、標準化・共通化そのものが地方自治の観点から大きな論点となりそうところですが、さらに、このデジタル改革関連法では、カスタマイズを限りなく小さくすることにメリットを見出そうとしています。すなわち、自治体による創意工夫の余地が限りなく小さくなるという危惧が考えられます。例えば、2020年に内閣官房IT総合戦略室が出した「地方自治体業務プロセス・情報システム標準化の取組について」によれば、「標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能を明記することが原則であるが、自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、やむを得ない場合には、その違いを吸収するため、標準オプション機能を示し、カスタマイズを抑制する」としています。

標準化対象業務となっている地方税をみても、すべての税目について標準税率で課税している自治体ばかりではないことは周知のとおりです。当然、こうした税率のカスタマイズは認められるべきものですし、認められると思われませんが、業務プロセスをシステムに合わせて展開することが強く求められる中で、標準税率以外の課税について自治体のコストが大きくなる可能性も将来的には捨てきれません。

デジタル改革関連法でこの点が最も顕著に表

れたのが、個人情報保護の一元化に関する制度設計ではないでしょうか（図表13を参照してください）。先に各自治体の個人情報保護条例で定められていた内容について、法律で全国的な共通ルールを設定するというのが、今回の制度設計ですが、自治体に許容されるのは、「法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置」となり、条例を個人情報保護委員会に提出することが求められます。

この点について、2016年11月の規制改革会議第3回投資等ワーキング・グループにおいて鈴木正朝・湯淺壘道両教授によって示された資料をみると、「何をなすべきか？」という項目において「最終ゴール」を法律で規律する（憲法違反にならない）としつつ、「喫緊」として「ナショナル・ミニマムの実現（個人情報保護法制空白地域の解消）」、「官民データ連携のため、定義、第三者提供手続の相違等の実態把握」が挙げられ、「急務」として「匿名加工情報（非識別加工情報）が2000個になる前に、モデル条例等を提案」とあります。

これも、わたしの不勉強だと思われませんが、今回のデジタル改革関連法は、「喫緊」、「急務」が不十分なまま「最終ゴール」に突入した

印象を否めません。

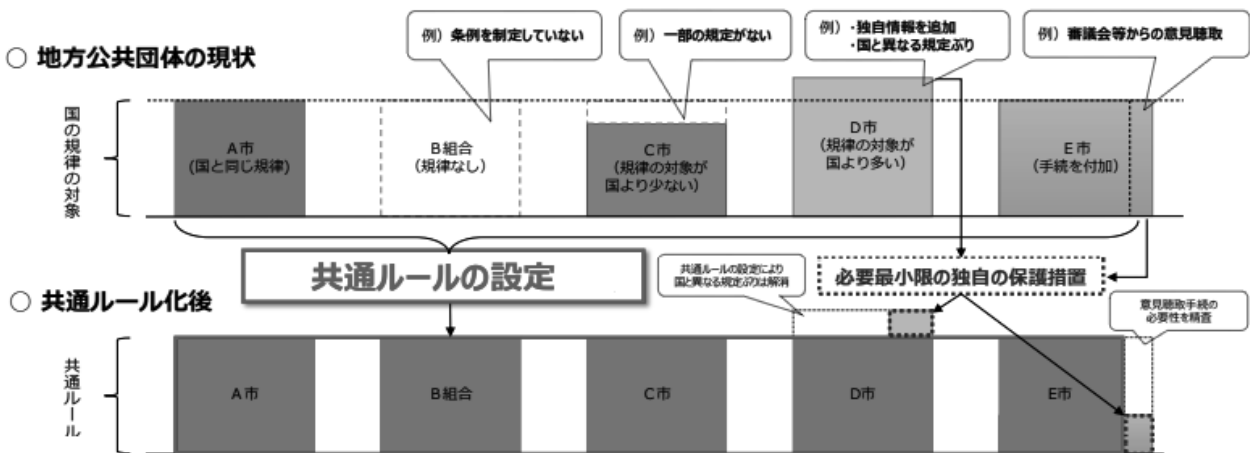
「喫緊」、「急務」をスルーして法律をゴールインさせるのであれば、このような規定ではなく、例えば、国税の森林環境税における非課税基準のように、自治体がどのような基準で住民税を非課税にしているとしても法律ができたことによって影響を受けないような制度設計にすべきだったのではないかと思います。

これ以外にも、自己情報コントロール権の問題等、ここで触れ切れていない問題も多数あると思われ（『月刊自治研』2021年7月号の廣瀬克哉法政大学総長へのインタビュー「自治体にしかできないデジタル化に向けて」などを参照してください）。

最後になってしまいましたが、冒頭に触れたスーパーシティの現状についてですが、提案があった31の自治体全てに対して再提案を求めるといことになりました。昨年のお話の中で、スーパーシティについて、住民意思の反映について課題があるという主旨のお話をしたかと思いますが、その点が理由で再提案が求められたわけではありませんでした。

では、どのような理由かという、多くの委員によって「大胆な規制改革の提案が乏しかっ

図表13 地方自治体の個人情報保護制度の在り方



(出所) 図表5に同じ

た」という主旨の指摘を受けてのものでした。もちろん、住民合意は前提であるとはいえ、これだけの数の提案が踏み込み不足であった場合に、すべてを不採択として制度設計から出直す必要性などの検討も必要だったように思われます。

個人的にはデジタルに関心を持つ入り口と

なったのがスーパーシティでしたので、引き続きこちらの動向にも関心を払っておきたいと考えています。これらのことも含めて、みなさまとお目にかかって意見交換、情報交換ができる日を楽しみに、この文章を閉じたいと思います。ありがとうございました。

この特集は、8月21日開催予定であった、「公開セミナー」の内容を講師の其田研究員にまとめていただいたものです。質問等ございましたら、事務局までお願いいたします。回答内容は、毎月発行の「自治研通信」、次号の「埼玉自治研」に掲載いたします。

良い社会をつくる公共サービスを考える6・30埼玉集会

種子法廃止と種苗法改定で私たちの食糧と食の安全はどうなるのか

元農林水産大臣・弁護士 山田 正彦

この特集は、埼玉県公務公共サービス労働組合協議会（埼玉公務労協）主催、日本労働組合総連合会埼玉県連合会（連合埼玉）、公益財団法人埼玉県地方自治研究センター共催で2021年6月30日に開催された集会の記録です。録音したものを自治研センター事務局の責任で編集したものですので、文責は事務局にあります。

主催者あいさつ

南保肇（埼玉公務労協議長・全水道埼玉） 皆さん、お疲れさまです。本日はあいさつに代えて、この埼玉公務労協の紹介をさせていただきます。参加している組合は国家公務員、埼玉県の公務員、あるいは市町村の公務員の労働組合になっています。ただ国・県・市町村といっても、立場は法律によって異なります。例えば労働組合といっても、職員団体であるところもありますし、実際の労働組合によるものもあります。また、36協定、超過勤務に関する取り扱いも違います。例えば一律に手当で全てを支払われる職場もありますし、30時間の超過勤務で自動的に割り増しの賃金になる職場もあります。また30時間目になる前上積みをする協議を行わなければならない職場などもあります。

このようないろいろな立場にある私たちですが、共通していることは公共サービスを担っているということです。今日、このような集会を開かせていただきますが、ここ最近、法律が変わることによって私たちはこんなことを心配しています、あるいはこんな法律や条例ができる



と、今、懸念されていることが良くなります、そういったことを課題として持っています。いろいろな公共サービスを担っていますので、私たちの中でも違う話を聞くことでいろいろな発見をすることが多々あります。今日は、全農林埼玉から提起していただいた課題で、種子法廃止と種苗法改正で私たちの食料と食の安全はどうなるのかということをお話させていただきます。

オンラインではありますけれども、お忙しい中この集会に参加していただいたことを、あらためて感謝いたします。

種子法があることで日本のコメ、麦、大豆は守られてきた

山田 今日、こういうコロナ禍の時にこうして種の話をお願いいただけることを大変喜んでます。

初めに自己紹介しますが、私は五島列島出身で、29歳のときに牧場を開いて牛400頭、そして豚8,000頭を1年に出荷する、大規模農場でした。しかし、うまくいわずに自分で6店舗ほど肉屋もやりました。その後、県庁前で牛丼屋までやりましたが、散々失敗して、当時で4億円という大変な借金を背負いました。当時は、農水省をはじめみんな農業の近代化、合理化、大規模化、アメリカ型化をやったんです。私も、当時、お金を貸すだけ貸してもらってやりました。大型畜産をやっていた仲間が2人自殺しました。私は弁護士の資格を持っていたので、一生懸命借金を払いながら弁護士を開業し、なんとも悔しかったので衆議院選挙にいきなり出ましたが、4回目にやっと当選して、5期務めさせていただきました。

農林水産大臣になった時には、農水省の講堂に課長以上を集め、「戦後、日本の農林水産業で大規模化、合理化、アメリカ型化は失敗であった、日本の農業はEU型の家族農業、これを主体とした小農家を中心とする農林水産業に大転換する」と話をしました。

この時に実現したのが「戸別所得補償制度」です。1年で農家所得は17%上がりました。この制度は農家への直接支払いでした。農協と大げんかしまして。それまでは補助金というのは全中をとおして農協から組合員に行っていたので、途中で何千円も手数料をとられていました。今回は農水省が直接農家と契約する形で、市町村に担ってもらおうと当時70億円の予算を付けましたが、市町村は全く動きませんでした。その時に農水省の県事務所で働いている全農林の組合員の皆さんが、一生懸命動いてくれ

て本当にうまくいきました。

これからと思えば、TPPの問題で、閣議で大反対をし、大臣を辞めました。それ以来、今日までTPPの反対運動をしています。

私たちは種子法があることでどういう恩恵を受けてきたかということ、日本の主食、コメ、麦、大豆です。この主食があれば私たちは飢えることはありません。この主食の種ってというのは大事ですから、例えば同じコメでも、沖縄の種と北海道の種は全然違います。麦でも大豆でも、それぞれの地域に合った、気候・風土に合った種子を国が法律で制度として各都道府県に義務付けし、安定して安価で、安全な主食の種を農家に提供する。これが実は種子法です。

私たちはこの種子法のおかげで、「コシヒカリ」、「ゆめぴりか」、「ひとめぼれ」とかおいしいおコメ、麦でも国産のおいしい麦、大豆を本当に安くわれわれは享受できました。それを私たちは今日まで当たり前のように食べてきました。ところがこの種子法がなくなるとどうなるか。まず伝統的な在来種です、今までの「コシヒカリ」も「ゆめぴりか」も。伝統的な安全な在来種を県が供給できなくなります。

これまでどのようにして県は農家に提供してきたかということ、例えば「コシヒカリ」は、今では本当に全国各地で作られていますが、もともと50年代に福井県の農試で開発された品種ですが他県でできたコシヒカリはいまさら福井県に持っていても育ちません。種は生きていますから、その人の作り方、その人の土地によっても年々変わってきます。放っておくと赤米になったり黒米になったり、交雑種、雑種というように化けていったりします。

茨城県の農業試験場では、1年目に1本ずつコシヒカリの苗を植えています。これを植えながら、黒米になったり赤米になったり、いろん

な化けてくるものや開花月がそろわなかったり、丈の高さが違ったりというのを1本ずつ抜いていきます。この田圃で原原種として残るのは6割しかありません。11回に分けて、いい品種を残すために異株を取り除いています。そして、2年目に県がその責任を負います。試験場で作った原原種から今度は原種を栽培します。同じように11回ぐらい異株を取り除きます。そして3年目に初めて安定した優良な種子を、コメ農家に提供するという形になります。県が圃場を選定して、ベテランのコメ作りの農家に委託します。そして何度も審査をやり、発芽率90%、そしてこれは純粋な「コシヒカリ」となり、茨城県の保証種となります。こうして農家に提供され、農家は安心して安全な、そして安い種もみをこれまで作ることができたわけです。

茨城県の場合、「コシヒカリ」でキロ当たり500円です。政府は、三井化学の「みつひかり」という品種を奨励して回りました。これは伝統的な在来種ではなくF1、ハイブリッドの種子です。価格は、キロ当たり4,000円しますから、10倍です。また、「つくばSD」という住友化学の100パーセント子会社が作ったF1の品種、日本モンサントが作っている「とねのめぐみ」という品種を、政府は、民間の優良な品種をこれから農家は作りなさいと言って、全国8カ所を、推奨して回りました。結果として、種子法が廃止されて、「とねのめぐみ」「つくばSD」や「みつひかり」が、かなりの農家で作り始め

ていました。こういう農家に「どうしてこんな品種を今、作っているのか」と聞くと、国が奨励している品種は収量が1.2倍から4倍ある。全量を商社が引き取るということで栽培しています」と言っていました。

そして農家・生産者との契約書ですが、「とねのめぐみ」、モンサントの農家への契約書の大事なことは英語で書かれているという、大変、一方的な契約で有名です。「モンサントポリス」(種子警察官)というのがあるくらいです。インドではそれで20万人の農家が自殺したという有名な話があります。このモンサント、日本モンサントとの契約書はたった1枚でした。しかしまだ、本当の爪や牙は隠していると思います。その中でも日本モンサントの代理店である「ふるさとかわち」の指示に従わない場合は、日本モンサントに対し賠償責任をとっています。その農家に農薬はこういうものを使い、化学肥料はこういうものを使いという指示があったかと聞いてみましたら、まだこの段階ではありませんでした。

「つくばSD」住友化学の契約書は11ページもあります。その中は実に一方的な、企業にとって有益な契約書になっています。しかも指定された農薬と指定された化学肥料を全部使い切らなければならないとなっています。また、洪水とか水害のときに、コメはご承知のとおり全滅することも多々ありますが、そうした場合の責任は全て生産者の責任になります。一方的な契約です。

日本のコメ農家がモンサント(バイエル)等へロイヤリティを払うことになる!?

種子法を廃止したと同時に、農業競争力強化支援法が成立しました。これもほとんど報道されませんでした。この中の第8条第3項には、銘柄が多過ぎるから集約すると書いてあります。今、日本で栽培されているコメの品種だけ

で、天皇家の古代米17種類入れて1,000種類ぐらいあります。各都道府県でそれぞれの品種を使っているわけで、これを集約するとどうなるかということは結構大事な話です。例えばアイルランドでジャガイモが一つの品種でした。そ

れがウイルスにやられて全滅し、当時アイルランドの3割は飢餓で亡くなったといわれています。そして、アメリカに逃げていったのが新大陸アメリカのアイルランド系の人たちです。

また、「IRRI」（緑の革命でフィリピンに、戦後ロックフェラー財団がつくった国際稲研究所）で「IR8」をコメの夢の品種とって、アジア各地で作られました。ところがこれもウイルスが発症して、アジアのコメは壊滅的な打撃を受けました。そのとき東インドで1種類だけその稲に抵抗性を、耐性を持つ品種があり、それでアジアのコメは助かりました。そういう意味でも多様な品種を作って育てるっていうことは大事なことです。

今、政府は、数種類の民間の品種、F1の品種、そしてゲノム編集の品種、遺伝子組み換えの品種にしようと考えています。農業競争力強化支援法第8条第4項には、国のいわゆる育種知見（知的財産権）、各県の開発した優良な育種知見を民間企業に提供しなさいということが書かれています。例えば「ひとめぼれ」は宮城県の気候風土に合わせて開発されたコメですが、このように各都道府県で優良なコメの品種をいっぱい作っています。国の機関、農研機構で随分頑張ってきました。ですから日本の育種知見は、世界に冠たるものがあります。これも報道されませんでした。

例えば、「ゆめぴりか」という北海道のおいしいコメは北海道庁の知的財産権です。これを、日本モンサントが提供しろと申し込みをしたら、この法律では断れません。

モンサントがバイエルに買収されモンサント・バイエル、そしてダウ・ケミカルとデュポン・ケミカルが一緒になったダウ・デュボン、中国の化工集団に450億ドルで買収された世界最大の農薬会社シンジェンタ、この3社で世界の種の7割を握っています。

同時にこの3社は元々化学会社で、戦争中に

爆薬と毒ガスを作った会社です。そこが戦後、農薬と化学肥料を作り始めました。言ってみれば、毒ガスが農薬、爆薬、窒素が化学肥料になってきたわけです、こうしてこの3社は世界の種の7割を握り、世界の農薬の7割を握り、世界の化学肥料の7割を握っています。これはまさに種と農薬と化学肥料をセットで、これから日本の農家にコメ作り、麦作り、大豆作りをさせろということで、種子法の廃止および農業競争力強化支援法で、これまで蓄積してきた優良な育種知見を企業に提供しろということなのです。このとき国会で「外国の企業にも提供するのか」と質問したら、「TPP協定は内外無差別だから当然である」と当時の齋藤農水副大臣が答えています。

これが始まると、いわば企業側の手に「みつひかり」、あるいは今の「ゆめぴりか」が渡った場合に、今度、北海道のコメ農家は日本モンサントなどにロイヤルティーを払わないと作れないことになります。メキシコはトウモロコシ原産国ですが、今はこの多国籍企業にロイヤルティーを払わないと作れないし、フィリピンのコメ農家も今、多国籍企業にロイヤルティーを払うことによって米作りができています。日本もいずれそうなります。

平成29年の11月15日、農水省の事務次官通知がありました。これまで実施していたコメ・麦・大豆の種子に関する業務の全てを、直ちに切りやめろとは言わないが、民間事業者によるコメ・麦・大豆の種子生産への参入が済むまでの間、いわば日本のコメ・麦・大豆の農家が民間企業の種を作り始めるまでの間です。その間は従来どおり県が原原種、原種、種子を生産して農家に提供することは認めます。そしてこの通知書の中に、その間に各都道府県は種子の生産に係る知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割を担う、という通知を出しました。

地方から日本を変える

こうして種子法は廃止されました。私たちは、日本の種子（たね）を守る会を立ち上げ、この種子法の廃止はまさに私たちの食の問題の根幹だということで、各地を回りました。そして国が廃止しましたから、各都道府県の条例で、今までどおり都道府県が責任を持って何度も審査し、優良な種子を安定して、そして安全な種子を安価に農家に提供する制度を作ろうという条例制定運動を始めました。そして種子法が廃止されて2年間で、北海道から鹿児島まで26の道県で成立しました。埼玉県もできています。この前、滋賀県も成立して27になり、その他の県でも動き出していますから、恐らく今年度中には32の道県で種子条例ができるものと

思っています。

この種子条例は大変大事なことで、条例という規則に毛が生えたようなものかとお思いですけど、全く違います。条例というのは法律です。例えば愛媛県の今治市では遺伝子組み換え農産物を市の承諾なくして勝手に作った場合は、半年以下の懲役、50万円以下の罰金に処するという、食と農のまちづくり条例があります。刑罰も定めることができる、法的拘束力があるものです。こうしてこの種子条例が、都道府県で議会の多数決、もしくは全会一致で成立できたということは、まさに地方から今、農家が動き出している。地方から住民が動き出したということだと思います。

改定種苗法では登録品種は自家増殖一律禁止に

ところが農水省は2018年5月15日、いわば種苗法の自家増殖原則禁止へ転換します。この改定種苗法は、昨年12月2日に成立しました。

種苗法は育種権利者、いわゆる品種改良を篤農家が、例えば「コシヒカリ」の親に当たる「亀の尾」は、山形県庄内のコメ農家で、お孫さんがいまだに作り続けています。この「亀の尾」という品種は、当時はまだ育種権とかという登録制度もありませんでしたので、農家とか篤農家とか、あるいは国や県の試験場で作った品種はどうぞ無料でお使いくださいと。こうして考えると、1万年の人類の歴史というのは、種をつないできた、命をつないできた、そして今年採れた作物から種を採って次の年に植える、この営みの連続だったわけです。ですから種は農家の権利です。

FAO（国連食糧農業機関）も、1983年にそういう決定をしておりますし、実際に日本が批准した食料・農業植物遺伝資源条約においても、

種は農家の権利であって、自家増殖、自家採種は農家の権利であるとされ、国はそれを侵してはならないとされています。そして2年前の国連総会でも同じような決議がなされました。しかしながら、今回、改定種苗法では自家採種、自家増殖禁止となりました。

なぜ禁止するのか。篤農家など一生懸命やってきた農家の権利を本の著作権みたいに保護しようというのが種苗法でした。今度改定されて全面禁止になるわけです。

最初の種苗法では、開発した農家の承諾がなければ20年間は、種苗業者、種を売る人、農協もその中に入るとは思いますが売っては駄目でした。ただし、その種苗業者から買った農家は、本来農家が種を採るのは権利ですから、農家はいったん種を購入したらどのようにでも、何十年でも自家採種してかまわないというのが種苗法です。いわば育成者の権利を保護しながら農家の権利を守った法律でした。それが今回、登

録品種の場合には一律禁止。これに違反した場合は10年以下の懲役、1万円以下の罰金、そして農業生産法人だったら3億円以下の罰金、しかも共謀罪の対象です。こういう法律ができてしまいました。

この種苗法改定では、例えば茨城県の横田農場、コメ農家ですが、ここは約7トンの品種、登録品種を買い自家採種してそれで増やしていますから、彼にしてみれば今回、種苗法改定で390万から500万円近い負担増になります。

イチゴ農家では、まず県から500円ぐらいで種を買って、それを植え付けます、最初は、その中から大きな実の形のいい勢いのあるものをつるを採って、それを差し込んで増殖して、2年、3年たってやっとその農家のイチゴとして本格的な出荷ができるぐらいになります。ですから、自家増殖して、その土地、その人の栽培方法に合ったものを作り、これまでみんなそうしてやってきていました。こういったことが禁止されます。各都道府県は、例えば長野県や青森県のリンゴなどは、県の登録品種です。栃木県ではイチゴが固有品種です。埼玉県は小麦の産地ですが、ほとんどは登録品種で、優良な品種を埼玉県はいくつも持っています。来年4月からは、こういった品種を知らない間に、許諾を得ずにそのまま自家採種を続けたら、10年以下の懲役に処せられるわけです。

しかし、今、農家は、自分の作っている品種が登録品種であるかそうでないか全く知りません。農水省は「今、農家で作っている品種のうち、登録品種は10%に満たないので、影響はない」と言って回りました。ところが、農水省は検討会でも明らかにしませんでした。2015年に一般農家にとってアンケート調査の結果がホームページに出ていました。それによれば、今、農家のうち、登録品種を栽培している農家は52.2%あることが明らかになりました。農水省はこれまで国会でその説明をしてきた



ことが参議院の質疑で追及されて、国会は中断しました。それでも通ってしまいました。

政府は、「シャインマスカット」や「あまおう」などが外国で栽培され日本に輸入された。日本の優良な育種権を守るために種苗法改定が必要だと言いました。そのためには農家に渡っている種を政府が管理しなければいけない。自家増殖・採取禁止にして、毎年種は買えという法律を作りました。

国会で最後に「日本の農家から海外へ優良な育種知見が流出したことがありますか」と質問がありました。農水省はなんと答えたと思いませんか？ 「ありません」と答えた。うそを答えたなら偽証罪になります。本当に国家はうそをつくとは私と思いました。

ただし、サクランボの「紅秀峰」という品種が山形県の農家から流失し、オーストラリアのタスマニアで栽培されて日本に逆輸出されるということを県がつかみ、輸入差し止めの仮処分を提起して解決しました。「農家から海外に流出したことがないのに、なんで農家の自家採種禁止するのか」最後にこう質問しましたが、それに農水省は答えられませんでした。これが事実です。DVD、『タネは誰のもの』中で、山形県の水上進弁護士は、種苗法改定しなくても当時の現行種苗法で海外流出は止めることができるといっています。

ただし、「シャインマスカット」や「あまお

う」が報道されましたが、ユポフ条約では、登録品種は4年以内に国ごとに登録しなければいけません。シャインマスカットは国の品種なので、それを農水省は怠っていたために、海外ではどんどんそれを育種し、改良し、日本に輸出することは合法です。それがあのような報道になってしまったのが事実です。

コメの登録品種は青森県では99%、北海道は80%、沖縄県のサトウキビは80%、栃木県のイチゴは83%と、ほとんどが各都道府県の優良な育種知見を栽培しているのに、国は10%未満しかないから農家に影響はないと言っているのは問題です。

特に問題なのは、登録品種が現在831種類あって、年間約800種類どんどん登録されています。今まで「伝統的な在来種を栽培している有機栽培農家とか自然栽培農家には影響はない」と説明していましたが、決してそうではありません、例えば、日本の在来種だと皆さん思っているエゴマだけでも3種類が育種登録されています。ウドも4種類が育種登録されています。「紅はるか」などのイモ類も63種類が育種登録されています。安納芋もこの前育種登録期間が終わったところです。いわばあらゆるものは品種登録されています。シソだけでも、赤シソ、青シソなど7種類が育種登録されています。

私が北海道の「黒千石」という小粒の黒い大豆の取材に行きました。結構おいしいので全国各地で在来種として、特に有機栽培農家が好んで作っています。これは北海道原種なので、北海道北竜町で、育種登録しました。北竜町の組合長に聞きましたが、育種登録したものと、実際に在来種として作ったものと区別がつかずかと質問しましたが、「区別できません」と答えられました。

今、育種権侵害したという裁判が日本でも既に数十件起きています。その中で一番有名な判決が、キノコの裁判です。宮城県で、このキノ

コについて育種登録した企業が伝統的な在来種であるキノコ農家を訴えました。この高裁の判決では、「企業が育種登録したという品種と、そして侵害していると言われている品種、この両方を試験栽培して、その結果を鑑定しないと実際に育種権侵害に当たるか当たらないか分からない」となりました。これがこれまで日本の確定した裁判例とされています。

今回、農水省は種苗法改定の趣旨説明の中で、第35条を新設して、育成者の権利を強化するために、育成者の権利が侵害されているか否かは、農水大臣がまず決定できることとしました。そして、第2項で、特性表だけで裁判に勝てることとしました。このことは、先ほども「黒千石」の栽培農家が、私どもの登録した品種と在来種と区別がつかせんと話したように、伝統的な在来種を栽培してる有機栽培農家、自然栽培農家は大丈夫ですと農水省は言ってきましたが通用しません。既にTPPでアメリカの大型の弁護士法人がどんどん日本に入ってきています。日本弁護士会の雑誌『自由と正義』には、これから育種権の裁判が弁護士の知的財産権の分野に多くなっていくという特集がなされているぐらいです。そうすると在来種を栽培している農家は安全ですということは、言えなくなります。今回、種苗法改定はまさにいろいろな問題をはらんでいます。

■ 質疑応答

A 今、埼玉県の登録品種を調べました。埼玉県農林総合研究センター（現：埼玉県農業技術研究センター）で平成14年に作られ始めた「彩のかがやき」は、登録品種です。私が記憶にあるのは、よく農家、農協で種子は定期更新しましょうという話があります。実際、「彩のかがやき」も、自家採種が認められていると思いますが、今度の法律改正によって毎年種子購入となると、原原種から原種、種子採って3年間かけて種を作っていたということになると、種が足りなくなるのではないかと思います。実際にはどうでしょうか。

それから、裁判の話もありましたが、そこで、この権利を持っているのは埼玉県ですか、埼玉県が訴えなければ大丈夫なのでしょうか、要するにどこからか横やりが入って訴えざるを得なくなるような状況をつくられてしまうのか、埼玉県が黙認すれば、訴えなければ、自家採種は問題ないのでしょうか。

山田 大変大事な質問です。

実は、親告罪と非親告罪があります。親告罪というのは、被害者が刑事告訴を取り下げたら訴えられないということになります。いわゆる被害者が告訴権を持っています。この種苗法改定案は親告罪ではありません。ということは、県が訴えなくても警察が逮捕して、罪に問うことはできます。

私たちは「種子を守る会」を通じて種苗法改定前から各都道府県を回ってきました。そしてこの4月15日に長野県が、県が登録した品種については改定前の種苗法どおり、原則として自家採種自由と決定しました。このことにより、県の登録品種の知的財産権者は長野県ですから、長野県が決定すれば許諾は要りません。

種苗を購入しなくても自家採種はずっと続けられます。ただ、県の決定や規則では、課長の段階で変えられます。知事が代わったら変えられます。これを埼玉県が種子条例作ったように、種子条例の改定事項でもいいし、別途、環境条例のような在来種を保護する条例の形でよいので、県の登録品種は例外を除いて、原則自家採種してもいいという条例を創作れば大丈夫です。

種子がなくなるのではないかについては、埼玉県は今、種子条例ができていますから、これまでどおり、県が責任持って審査をして、保証して、従来どおりコメ・麦・大豆の種子は提供できるようになっています。そしてこの種子条例があるおかげで、今、農水省も関与しているかと思いますが、県が、毎年自作のコメの調査、麦の調査、大豆の調査をしています。それに基づいて県が種子計画を作りますから、種が足りなくなるということはないと思います。この条例ができているおかげで大丈夫だと思います。

ちなみに条例を作るときに、最初に新潟県、兵庫県が作りましたが、国の方針に反するのではないかと言われます。ところが今、農水省に電話していただければ「種子条例は歓迎です」と答えます。コメ・麦・大豆の種子はかなり条例ができてきましたので、もうちょっと頑張れば大丈夫だと思っているところです。

この前、新潟県議会議長から、「県の登録品種だけで62品種あるが、新潟県でこの品種を何とか守りたい。何とする方法はないか」と聞かれました。これは種苗条例を作ることで県の登録品種を民間企業から提供しろと言われたら、法律に反する条例はできないにしても、事実上それを止めることはできます。

どうするかというと、企業から申し出が来たら、それに対して生産者、消費者、有識者を入れて審議会を作ります。その審議会で、3年かけて、生産者、農家および消費者にアンケート調査、いわばアセス調査をして、県の農業経済に対する影響を調べます。その結果を県議会に報告させると同時に、県の知的財産権、県民の税金で作った品種ですから、県議会で4分の3以上の同意がなければ企業に譲渡できないという条例は作れますと、こうして事実上阻止することはできるという話をしました。

特に「連合」は消費者の立場ですが、実際には農家もほとんど消費者です。そういう意味でもみんなが一緒になって運動を始めれば、種子条例ができたように私は立派に闘うことができると確信しています。

地方分権一括法というのが、2013年に地方自治法改正と並んでできたのは記憶に新しいかと思えます。これで地方自治体、県と市町村と国は法律上同格になりました。これまでの国が地方自治体に行ってきた指揮・命令・監督は一切禁止されました。通達は禁止、過去の通達も効力を失いました。

千葉県我孫子市が、要介護認定の5段階の分類は介護の実態には合わない、市独自のものを作りました。厚労省は怒って予算を付けないと騒ぎましたが、我孫子市は頑として引き下がらず、国が引き下がりました。これはまさに地方分権法そのものです。

ふるさと納税も問題になりました。泉佐野市が国を訴え国が負けました。総務省が出した通知は単なる技術的助言にすぎないと、最高裁の判例には書いてあります。単なる助言です。

NHKでも報道されましたが、このコロナのパンデミックで厚労省から600ぐらいの通知によりこれまで各都道府県がみんな混乱してきました。ところが和歌山県知事は、まさに地方分権一括法をみんな忘れていないのではないかと語っ

ていましたが、職員が、国からの通知をいいものとして採用するかしないかはわれわれが判断しますと、はっきり言っていました。

これまで国の指揮、監督、命令は今、一切禁止されています。地方は法令に反しない限り何でもできます。ちなみに種子法は廃止されましたが、アメリカでも主要作物、小麦などは3分の2は自家採種、3分の1は公共の種子です。カナダでも80%が自家採種ですが、20%は農務省が作った公共の種子です。オーストラリアでも95%が自家採種ですが、5%は公共の種子です。日本はまさに多国籍企業のために、私たちの大切な食料を売り渡そうとしているという気がしてなりません。



なぜこういうことに今なっているのか、この話を最後にさせていただきます。実はTPP協定の中に水道法のこと、種のこと、全て書かれています。日米間でTPP協定の交換文書というのがあります。TPP並行協議の中で、大変なことが書かれています。今でも内閣のホームページで、日本とアメリカ合衆国との間の保険等に関する協定書が読めます。

日本政府は投資家の要望、例えばモンサントとかファイザーなどの要望を聞いて各省庁に検討させ、必要なものは規制改革会議に付託し、提言に日本政府は従う、とはっきり書かれています。これでは、国会は要らなくなります。国会は残念ながら今、形式的に審議、審議、審議

で、そして多数決で回っています。いわば日米のこのTPP協定による交換文書、日米FTP協約にも同じことが書かれています。これによって日本は独立国ではない、アメリカに縛られています。しかしTPP協定をトランプが蹴ったように、今のTPP協定の内容で日本政府はいつでも法律的に。それを解消する、締結を破棄することはできます。

政権交代して早くこれをやらなければ、次に出てくるのが医療です。この前、菅総理がいろいろ聞かれたときに、国民皆保険の見直しを考えてると言いました。日本の国民皆保険は世界に冠たるものです。それがこの日米協定の中では、国民皆保険制度を見直して、アメリカ型の民間医療保険に任せるとなっています。そうなったら日本の医療はどうなるかということを考えていただきたい。周りが一生懸命取り消していましたが、決まっています。これは何とかして阻止しなければならないと思っています。

教育の民営化もあります。アメリカはオバマ政権のときに学校教育で、小学校、中学校、4,000校が閉鎖されて、民間の学校になりました。そのとき30万人の教職員が首になり、そして今、株式会社によって教育がなされています。日本もそうなります。既に共通一次試験の英語をベネッセが引き受けるようになったという話があったように、現場では下請け、アウトソーシングという名目でどんどん進んでいます。そしていよいよ教育の民営化法という法律も準備されています。まさに私たちの公的なもの、公のもの、これをなくして民間の金もうけにしようっていうのがこの一連の協定であり、日本の菅・安倍自民党政権の実態です。

これに対して私たちがどう闘うかというのは、地方から日本を変えることだと私は確信しています。どうか埼玉県でも、JAをはじめみんなに右も左もなく、この食の安全という問題で一緒に闘っていただければありがたいと思って

います。

種子法廃止がなかなか報道されなかった当時、アメリカでラウンドアップ除草剤の裁判がありました。学校用務員が、学校のグラウンドに除草剤を20回ぐらいまき、本人がリンパ節の末期がんになり、モンサントを訴えました。2018年8月7日、モンサント社に裁判所は320億円の支払命令を出しました。これは全世界の超トップニュースになりました。それで世界49カ国はラウンドアップを禁止にしました。アメリカもいよいよラウンドアップの禁止に踏み切ると報道されました。日本だけが野放しです。

その裁判の後、すぐアメリカに行き、その用務員や当時の弁護士にいろいろ話を聞いてきました。それは日本で全く報道されていません。事実を映像にして、みんな見てもらえば分かってくれるだろう、そう思って作ったのが「食の安全を守る人々」の映画です。「タネは誰のもの」という1作目は、YouTubeで短編が見られるようになっています。

本当に日本はおかしくなりました。ラウンドアップでも個人使用を野放しにしている国は、世界で日本くらいです。農薬の使用は韓国を抜いて、今、日本は世界でトップです。農薬の超大国です。国産のものも安全ではありません。国産のものが一番危なくなるかもしれません。未来の子どもたちのためにしっかり頑張っていきたいと思います。

は、業務に起因する消防職員の感染者がいるのも事実です。消防署でクラスターが発生した場合、生活を共にしていますので消防署自体が機能しなくなる可能性をはらんでいます。消防署が機能しなくなった場合、救急車が稼働できない状況になることや火災への出場車両が減るなど市民の皆さんのへ直接的な影響が出てまいります。今後もそのようなことがないように継続した感染防止や消毒の徹底をしていきたいと考えています。

8月になり、これまでにない人数の感染者が出ています。これに伴い、再び病床数がひっ迫してきています。更に発熱があった場合の受け入れ病院がなくなってきており、救急隊の病院問い合わせが30件を超えることが当市でも起きるようになってしまっています。また、全国的なニュースでも何時間と超える病院選定について取り上げられていると思います。私自身も、新型コロナウイルスが流行したことで、夜に出場したのに朝になってやっと病院が決まるということが何度かあります。発熱者については現在救急車で観察や処置を行いません。自宅内で観察を続けながら、外で隊員が病院選定を行います。こうすることで、傷病者への接触者を限定し、他の隊員ができるだけ接触しないことで感染リスクを少なくするようにしています。救急活動も感染をしないようリスクを少しでも抑えるように活動を変更しています。ニュースの中の事は遠い地域の話ではなく、私たちのすぐそばで起きていることも認識して頂けたらと思います。

また、この時期ではありますが、やはりエアコンをつけていない家庭が多く、新型コロナによる発熱なのか、熱中症による発熱なのかわかりません。できる限りエアコンを有効活用していただき、熱中症の予防にも努めていただけるようお願いいたします。

国民の生命、身体及び財産を守る職業として



※事務所内をビニールシートで区画分けしている



※仮眠室をビニールシートで区画分けしている

少しでも市民の皆様が安心できるよう感染防止対策をしっかりと行い、業務を遂行していきたいと考えています。皆様に少しでも医療現場のみでなく全国の消防職員が感染しないよう努力していることを知っていただければと思います。

今は一人ひとりが感染しない、感染させない行動をとることではしか対応ができません。皆さんが以前のように感染防止に気を使うことなく、旅行や外出も気兼ねなく行ける日々が少しでも早く戻ってくることを願っています。